

## 支払早期化にかかる健康保険組合の体制等に関する調査結果

(H22. 4. 23現在)

1473組合のうち1426組合から回答(回答率97%) ※調査中解散・合併消滅による未回答組合8組合・その他未回答組合39組合

## 問1:職員数

常勤者	5人未満	10人未満	15人未満	20人未満	30人未満
	802組合	384組合	92組合	50組合	41組合
	40人未満	50人未満	100人未満	100人以上	
	19組合	16組合	15組合	7組合	
非常勤者	5人未満	10人未満	15人未満	20人未満	30人未満
	1397組合	10組合	5組合	2組合	5組合
	40人未満	50人未満	100人未満	100人以上	
	0組合	2組合	3組合	2組合	
職員数計	5人未満	10人未満	15人未満	20人未満	30人未満
	772組合	401組合	97組合	51組合	43組合
	40人未満	50人未満	100人未満	100人以上	
	21組合	12組合	19組合	10組合	

## 問2:支払早期化の対応が可能な時期について

5月から対応可能	688 (48%)
6月から対応可能	441 (31%)
その他	294 (21%)

※3組合が未回答

その他に記載された時期	7月(3組合) / 10月(2組合) 制度開始決定から2ヶ月程度のシステム導入期間が必要であり、当該期間が確保できる時期(17組合) システム業者次第・不明(57組合) 事務体制や資金繰りの観点から対応困難(50組合) そもそも直接支払制度に反対(2回払いに反対含む)(28組合) その他意見67組合 / 記載なし(70組合)
-------------	--

## 問3:支払早期化の対応が困難な理由について

システム改修に時間を要するため	487
システム改修経費の確保が困難なため	38
事務体制が確保できない	262
その他	166

その他理由	システム業者次第のため 国保連より事前にテストデータを受領し検証を行いたいため
-------	--

問4: 今後の直接支払制度のあり方について

制度		理由	
直接支払制度(継続)	633	利用者の利便	保険者における事務負担
		591	147
		保険者における費用負担	その他
		23	27
受取代理制度	264	利用者の利便	保険者における事務負担
		196	203
		保険者における費用負担	その他
		73	50
従来の被保険者の請求による償還払い	398	利用者の利便	保険者における事務負担
		92	347
		保険者における費用負担	その他
		120	73
その他 (新たな制度のご提案など)	126	利用者の利便	保険者における事務負担
		83	89
		保険者における費用負担	その他
		37	55